

# 病 欠 証 明 書

学 校 名	石 川 県 立 羽 咋 工 業 高 等 学 校
学 年 ・ 組 性 別 ・ 年 齢	_____ 学 年 _____ 組      男 ・ 女      年 齢      歳
氏 名	
住 所	
<p>病 名 _____</p> <p>上記の疾病により 平成      年      月      日 より 約      日間の休養を</p> <p>要する</p> <p style="padding-left: 40px;">ことを証明する。</p> <p>要した</p> <p style="text-align: center;">平成      年      月      日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">医 療 機 関 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center;">医 師 名 <span style="float: right;">印</span></p>	

この証明書は学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

## 参 考

学校保健安全法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  
その他の感染症（例：感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等で出席停止が必要と判断したもの）

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項 から第九項 までに規定する  
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

